





(十三号) 第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法(昭和四十九年法律第百六号)第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)第四条第一項若しくは第四条の三第一項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和三年法律第三十九号)第六条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に必要とされる他の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者うち所得税法第二百五十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、デジタル庁令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

前各項に定めるもののほか、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができます。

(再委託)

第十一条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなされる。

第二条 第二項第一項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(平成九年法律第百十号)第四条第一項若しくは第四条の三第一項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和三年法律第三十九号)第六条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に必要とされる他の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者うち所得税法第二百五十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、デジタル庁令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

前各項に定めるもののほか、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができます。

(再委託)

## 第五章 個人番号利用事務実施者等の責務

第十二条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第十三条 個人番号利用事務実施者(第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。次条第二項及び第十九条第一号において同じ。)は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るために同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。

(提供の要求)

第十四条 個人番号利用事務等実施者(第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下この項及び第十六条において同じ。)は、個人番号利用事務等を処理するに必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に對し個人番号の提供を請求することができる。

2 個人番号利用事務実施者(政令で定めるものに限る。第十九条第五号において同じ。)は、個人番号利用事務を処理するに必要があるときは、住民基本台帳に記録されている者又は当該市町村の長(当該市町村以外の市町村の長を経由して申請する)に申請する者が記録された個人番号カードの交付を受けようとする者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務省令で定める事情がある場合に市町村の長を経由して申請する者が記録された個人番号カードの交付を受けようとする者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務省令で定める事情がある場合に市町村の長(当該市町村又は当該住民基本台帳を備える市町村の長)を経由して行うものとする。

3 住民基本台帳に記録されている者であつて前項の規定により第一項の申請を市町村の長を経由して行うもの(当該市町村の長により次条第一項の第二号に掲げる措置がとられた者に限る。)のうち個人番号カードの交付を速やかに受けける必要がある者として政令で定めるものに該当する者は、当該申請に併せて、機構から個人番号カードの送付を受けることを希望する旨の申出をすることができる。

4 戸籍の附票に記録されている者は、第一項の申請に併せて、領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長その他総務省令・外務省令で定める者又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)又は当該戸籍の附票を備える市町村以外の市町村の長から個人番号カードの引渡しを受けることを希望する旨の申出をすることができる。

5 機構は、第一項の申請に基づき第三項の申出をした者に係る個人番号カードを作成した場合に於けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他の者が本人才であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

6 機構は、第一項の申請に基づき第三項の申出をした者に係る個人番号カードを作成した場合には、その者が記録され、当該個人番号カードを送付するものとする。

7 機構は、第一項の申請に基づき第四項の申出をした者に係る個人番号カードを作成した場合には、その者が記録され、当該申出に係る領事官又は市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するとともに、政令で定めるところにより、当該申出に係る領事官又は市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

8 機構は、個人番号カードに関する事務を行っている状況並びに個人番号カードの運用に関する状況の管理その他の総務省令で定める事務を行ふものとする。

(個人番号カードの交付等)

第十五条 何人も、第十九条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる。(提供の求めの制限)

第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条の規定により本人から個人番号の提供を受けたときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他の者が本人才であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

第三章 個人番号カード

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者又は当該市町村が備える戸籍の附票において「個人番号カードの発行」という。に記録されている者(国外転出者である者に限る。)に対し、前条第五項から第七項までの規定による送付又はその作成についての通知を受けたその者に係る個人番号カードを直接に又は機構若しくは同条第四項の申出に係る領事官若しくは市町村長を経由して交付するものとする。この場合において、当該交付を行う市町村長(次項から第五項まで及び第十八条の二第三項において「交付市町村長」という。)は、その者が本人であることを確認するための次に掲げる措置をとらなければならない。

一 その者に係る住民票又は戸籍の附票に記載されている氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項であつて政令で定めたもの並びに当該住民票に記載されている個人番号(その者に係る住民票が消除されてい

る場合を除き、他人(自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。第二十条において同じ。)に對し、個人番号の提供を求めてはならない。

(本人確認の措置)

第十八条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条の規定により本人から個人番号の提供を受けたときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他の者が本人才であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

第十九条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者又は当該市町村が備える戸籍の附票において「個人番号カードの発行」という。に記録されている者(国外転出者である者に限る。)に対し、前条第五項から第七項までの規定による送付又はその作成についての通知を受けたその者に係る個人番号カードを直接に又は機構若しくは同条第四項の申出に係る領事官若しくは市町村長を経由して交付するものとする。この場合において、当該交付を行う市町村長(次項から第五項まで及び第十八条の二第三項において「交付市町村長」という。)は、その者が本人であることを確認するための次に掲げる措置をとらなければならない。

一 その者に係る住民票又は戸籍の附票に記載されている氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項であつて政令で定めたもの並びに当該住民票に記載されている個人番号(その者に係る住民票が消除されてい

る場合には、当該住民票に記載されていた個人番号）を確認すること。

二 前条第一項の申請又は当該申請に係る個人番号カードの引渡しの際に、その者からその氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項が記載された書類であつて、政令で定めるものの提示を受け、その者が当該書類に係る者であることを確認すること（これに準ずるものとして主務省令で定める措置を含む。）。

前条第一項の申請（同条第四項の申出をした者に係るものを除く。）が、交付市町村長以外の市町村長を経由して行われた場合には、当該市町村長を経由して行われた場合には、当該市町村長は、政令で定めることにより、交付市町村長に代わって前項第二号に掲げる措置をとることができる。

前条第三項の申出をした者（交付市町村長により第一項第一号に掲げる措置がとられた者であつて、当該交付市町村長から機関に対しその旨の通知があつたものに限る。）に対する第一項の規定による個人番号カードの交付は、政令で定めるところにより、機関が、その者に対し、当該個人番号カードを送付することにより行う。

前条第四項の申出をした者（交付市町村長により第一項第一号に掲げる措置がとられた者であつて、当該交付市町村長から当該申出に係る領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたものに限る。）に対する第一項の規定による個人番号カードの交付は、政令で定めるところにより行う。この場合において、当該交付市町村長が、その者に対し、当該個人番号カードを引き渡すことにより行う。この場合において、その者が、交付市町村長により第一項第二号に掲げる措置がとられた者であつて当該交付市町村長から当該領事官又は市町村長に對しその旨の通知があつたもの以外の者であるときは、当該領事官又は市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わって同号に掲げる措置をとるものとする。

第二項又は前項の規定により交付市町村長に代わって第一項第二号に掲げる措置をとった市町村長又は領事官は、その旨を当該交付市町村長に通知するものとする。

個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出又は国外転出届をする場合には、これらの届

提出しなければならない。

前項の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

第六項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第十

一項において「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

二 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

三 機構は、第一項の手数料の徴収の事務を交付市町村長（第十七条第二項又は第四項の規定により交付市町村長以外の市町村長が同条第一項第二号に掲げる措置をとる場合にあつては、当該市町村長）に委託することができる。

四 第四章 特定個人情報の提供

（特定個人情報の提供の制限）

（特定個人情報の提供の制限等）

（特定個人情報の提供の制限）





2

2 特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとする。

## **第二十九条の四 個人番号利用事務等実施者**

**（特定個人情報の漏えい等に関する報告等）**

前項に規定する場合には、個人番号利用事務等実施者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第二節 個人情報保護法の特例等

## (個人情報保護法の特徴)

**第三十一条** 行政機関等（個人情報保護法第二百一十五条第二項の規定により個人情報保護法第二条第十一項第三号に規定する独立行政法人等又は同項第四号に規定する地方独立行政法人とみなされる個人情報保護法第五十八条第一項各号に掲げる者（次条第一項において「みなし独立行政法人等」という。）を含む。）が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三条（第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録されたものを除く。）に關しては、個人情報保護法第六十九条第二項第二号から第四号まで及び第八十八条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（情報提供等の記録についての特例）															
<b>第三十一条</b>	行政機関等（みなし独立行政法人等を含む。）が保有し、又は保有しようとする第三十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報を閲覧しては、個人情報保護法第六十九条第二項から第四項まで、第七十七条、第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定（みなし独立行政法	第三十五 条第三項 二号	第三項第 十八条	第二十七 条第一項又 は第二 十一条	本人	法令（条例を 含む。以下こ の章において 同じ。）に基 づく場合	第三項第 一號	第十八条 条	第十八条 条	前 人との同意を得 ないで、承継	あらかじめ本 人の同意を得 ないで、承継	第一項 定	人情報保 護法の規 定	読み替え られる個 人情報保 護法の規 定	読み替 えられ る字句
														読み替 える字句	読み替 えられる字句

人等については、個人情報保護法第八十八条、第八十九条、第九十条及び第五章第四節第三款の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五項 第九条 第八項	第三項 第九条 第八項	第一条 第九条 第六項	第二条 第九条 第六項	第三条 第九条 第六項	第四条 第九条 第六項
る定め	いらばけし配慮なれななて供は、自ら用	いらはし提又し利き用、除合く基	場づに法基令	句るら字れえ	替え読み
定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長及び地方公共団体の機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令及び条例で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる	自ら利用してはならない	利用目的	読み替える字句	

利用等に関する法律（平成二十一年法律第二十七号）第三十一條第一項の規定により読み替えで適用する第八十九条第三項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することがで

第六 法令 に	定の護報人の規法保情個
利用目的	





機関の長等」という。)は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報(法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるものをいう。第四十二条において同じ。)の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

2 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができる。

(資料の提供)

**第四十一条** 国税庁長官は、第三十九条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第七条(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する会社法人等番号(会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。)その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることがある。

2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第三十九条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。(正確性の確保)

**第四十二条** 行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(指定都市の特例)

**第四十三条** 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(次項において単に「指定都市」という。)に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをとることができる。(事務の区分)

十七条第一項から第五項まで及び第七項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第二十条の二第二項(情報提供者が第九条第三項の規定による通知における通知に係る部分に法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。)並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされる事務は、地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限又は事務の委任)

**第四十五条** 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、第二章、第四章、第五章及び前章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができます。

(戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例)

**第四十五条の二** 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報の作成に関する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報(戸籍関係情報を作成するために戸籍又は除外された戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報(戸籍関係情報を除く。))を保有してはならない。

2 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、当該事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

3 前項に規定する事務に従事する者は従事していた者は、その業務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

4 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

5 第十九条(第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。)の規定による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条の「次の」とあるのは、「第二十二条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条

十一条第一項において準用する第三十五条第一項(戸籍関係情報作成用情報の提供を受けた者)と読み替えるものとする。

6 前項(次項において準用する場合を含む。)において準用する第十九条(第六号、第十三号、及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。)の規定により市町村が処理することとされる事務は、地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限又は事務の委任)

**第四十六条** 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、第二章、第四章、第五章及び前章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができます。

(戸籍関係情報作成用情報については、個人情報保護法第五章第四節の規定は、適用しない。)

7 第六条の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「第一項に規定する」とあるのは、「その提供を受けた」と読み替えるものとする。

8 戸籍関係情報作成用情報については、個人情報保護法第五章第四節の規定は、適用しない。

9 第六条の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条の中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは、「法務大臣又は第四十五条の二第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十五号」とあるのは、「第四十五条の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する第十九条第十五号」と読み替えるものとする。

(主務省令)

**第四十七条** この法律における主務省令は、デジタル手令・総務省令とする。

(政令への委任)

**第四十八条** 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定法律の実施のための手続その他のこの法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

**第九章 罰則**

**第四十九条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他のこの法律の施行に係る事務に従事する者又は従事していない者は、その業務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

3 前項に規定する事務に従事する者は従事してはならない。

4 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

5 第十九条(第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。)の規定による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条の「次の」とあるのは、「第二十二条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条

十一条第一項において準用する第三十五条第一項(戸籍関係情報作成用情報の提供を受けた者)と読み替えるものとする。

6 前項(次項において準用する場合を含む。)において準用する第十九条(第六号、第十三号、及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。)の規定により市町村が処理することとされる事務は、地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限又は事務の委任)

**第四十六条** 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、第二章、第四章、第五章及び前章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができます。

(戸籍関係情報作成用情報については、個人情報保護法第五章第四節の規定は、適用しない。)

7 第六条の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「第一項に規定する」とあるのは、「その提供を受けた」と読み替えるものとする。

8 戸籍関係情報作成用情報については、個人情報保護法第五章第四節の規定は、適用しない。

9 第六条の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条の中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは、「法務大臣又は第四十五条の二第五項」とあるのは、「第四十五条の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する第十九条第十五号」と読み替えるものとする。

(主務省令)

**第四十七条** この法律における主務省令は、デジタル手令・総務省令とする。

(政令への委任)

**第四十八条** 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定法律の実施のための手続その他のこの法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

**第九章 罰則**

**第四十九条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他のこの法律の施行に係る事務に従事する者又は従事していない者は、その業務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

3 前項に規定する事務に従事する者は従事してはならない。

4 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

5 第十九条(第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。)の規定による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条の「次の」とあるのは、「第二十二条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条

十一条第一項において準用する第三十五条第一項(戸籍関係情報作成用情報の提供を受けた者)と読み替えるものとする。

(権限又は事務の委任)

**第四十六条** 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、第二章、第四章、第五章及び前章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができます。

(戸籍関係情報作成用情報については、個人情報保護法第五章第四節の規定は、適用しない。)

7 第六条の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「第一項に規定する」とあるのは、「その提供を受けた」と読み替えるものとする。

8 戸籍関係情報作成用情報については、個人情報保護法第五章第四節の規定は、適用しない。

9 第六条の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条の中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは、「法務大臣又は第四十五条の二第五項」とあるのは、「第四十五条の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する第十九条第十五号」と読み替えるものとする。

(主務省令)

**第四十七条** この法律における主務省令は、デジタル手令・総務省令とする。

(政令への委任)

**第四十八条** 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定法律の実施のための手続その他のこの法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

**第九章 罰則**

**第四十九条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他のこの法律の施行に係る事務に従事する者又は従事していない者は、その業務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

3 前項に規定する事務に従事する者は従事してはならない。

4 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

5 第十九条(第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。)の規定による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条の「次の」とあるのは、「第二十二条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条

十一条第一項において準用する第三十五条第一項(戸籍関係情報作成用情報の提供を受けた者)と読み替えるものとする。

(権限又は事務の委任)

**第四十六条** 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、第二章、第四章、第五章及び前章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができます。

(戸籍関係情報作成用情報については、個人情報保護法第五章第四節の規定は、適用しない。)

7 第六条の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「第一項に規定する」とあるのは、「その提供を受けた」と読み替えるものとする。

8 戸籍関係情報作成用情報については、個人情報保護法第五章第四節の規定は、適用しない。

9 第六条の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条の中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは、「法務大臣又は第四十五条の二第五項」とあるのは、「第四十五条の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する第十九条第十五号」と読み替えるものとする。

(主務省令)

**第四十七条** この法律における主務省令は、デジタル手令・総務省令とする。

(政令への委任)

**第四十八条** 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定法律の実施のための手続その他のこの法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

**第九章 罰則**

**第四十九条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他のこの法律の施行に係る事務に従事する者又は従事していない者は、その業務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

3 前項に規定する事務に従事する者は従事してはならない。

4 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

5 第十九条(第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。)の規定による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条の「次の」とあるのは、「第二十二条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条









の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

**第六十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（平成二十七年九月九日法律第六五号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条第二項、第十条及び第十二条の規定 公布の日

二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十二条、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条並びに第三十七条の規定 平成二十八年一月一日

三 第六条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第十九条第一号及び別表第一の改正規定に限る。）並びに附則第十五条、第十六条、第十九条及び第二十九条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 略

五 第三条及び第六条（番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九条の三及び第三十六条の規定 番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

六 第七条並びに附則第十四条、第十七条及び第二十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日（特定個人情報保護委員会がした処分等に関する経過措置）

**第五条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前に第四条の規定による改正前の番号利用法（以下この条において「旧番号利用法」という。）又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の处分又は通知

その他の行為は、第二号施行日以後は、第四条の規定による改正後の番号利用法（以下この条において「新番号利用法」という。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対してもされている申請、届出その他の行為は、第二号施行日以後は、新番号利用法（旧番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 第二号施行日前に旧番号利用法又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、第二号施行日前にその手続がされていないものについては、第二号施行日以後は、これを、新番号利用法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

**（特定個人情報保護委員会規則に関する経過措置）**

**第六条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に効力を有する特定個人情報保護委員会規則は、第二号施行日以後は、個人情報保護委員会規則としての効力を有するものとする。

**第七条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に従前の特定個人情報保護委員会の委員長（委員長又は委員の任命等に関する経過措置）並びに、第一条の規定による改正後の個人情報保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十

その他の行為は、第二号施行日以後は、第四条の規定による改正後の番号利用法（以下この条において「新番号利用法」という。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対してもされている申請、届出その他の行為は、第二号施行日以後は、新番号利用法（旧番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 第二号施行日前に旧番号利用法又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、第二号施行日前にその手続がされていないものについては、第二号施行日以後は、これを、新番号利用法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

**（守秘義務に関する経過措置）**

**第八条** 特定個人情報保護委員会の委員長、委員又は事務局の職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用して届出その他の行為（以下「漏洩行為」という。）を行つた者は、漏洩行為の実行後は、漏洩行為の実行前に該当事務員が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**（附則第一号第二号に掲げる規定の施行の際に効力を有する特定個人情報保護委員会規則に関する経過措置）**

**第六条** 附則第一号に掲げる規定の施行の際に効力を有する特定個人情報保護委員会規則は、第二号施行日以後は、個人情報保護委員会規則としての効力を有するものとする。

**第七条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に従前の特定個人情報保護委員会の委員長（委員長又は委員の任命等に関する経過措置）並びに、第一条の規定による改正後の個人情報保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」と総称する。）の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報（新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等保有個人情報等匿名加工情報（行政機関等保有個人情報）と総称する。）を含む。）の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人材の体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 附則第一号第二号に掲げる規定の施行の際に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもつて、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、国行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいいう。）に関する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。



いて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

（施行期日）  
附 則（平成三〇年三月三一日法律第七十九号抄）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略  
四 次に掲げる規定 平成三十一年一月一日  
イからヘまで 略

ト 第十五条中租税特別措置法第五条の二第二項第四号及び第五条の三第四項第四号の改正規定、同法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第五项第二号に係る部分、同項第四号に係る部分及び同条第九項に係る部分（「平成十四年法律第一百五十一号」を削る部分に限る。）を除く。）、同法第四十条の二（見出しから三第二十項の改正規定、同法第四十一条の十三の三第七項第四号の改正規定、同法第四十二条の二十一の改正規定、同法第四十三条の二十二第一項の改正規定、同法第四十四条の二第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定（同条第一項中「が千」を「が百」に改める部分を除く。）、同法第四十二条の三第四項の改正規定、同法第六十六条の四第二十五項の改正規定、同法第六十七条の二の二の改正規定（同条第一項中「が千」を「が百」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の八十八第二十六項の改正規定並びに附則第七十四条、第七十六条、第八十四条、第一百条及び第一百四十二条の規定（罰則に関する経過措置）

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定（「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項目第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の項目第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。）並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定、公布の日（政令への委任）

（施行期日）  
**附 則**（平成三十一年六月二七日法律第六  
六号）抄

**第二十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

第一条、第五条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く) 及び第十三条の規定並びに附則第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定 公布の日

(処分、申請等に関する経過措置)

第十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前<sup>1</sup>のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し、報告届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則)に関する経過措置)

**第十二条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

**第十三条** 附則第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に関して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**第二十九条** この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月二九日法律第二号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第二十七条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第二十八条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。

（施行期日）抄  
附則（平成三十一年七月六日法律第七一  
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第五十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第十八号の改正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定（（平成十年法律第四十六号））の下に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）並びに附則第三十条の規定 公布の

(施行期日)抄  
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一から六まで 略

七 次に掲げる規定 令和二年四月一日

イ からハまで 略

二 第十条中国税通則法の目次の改正規定、同法第七十条第四項第三号の改正規定、同法第七十四条の十三の二の改正規定(「。」は「」を「。以下この条において同じ。」)は「。」(「。」の氏名)を「。以下この条において同じ。」の氏名)に、「名称」を「名称」次条及び第七十四条の十三の四第一項(振替機関の加入者情報の管理等)において同じ。「」に、「当該」を「当該金融機関等が保有する」に改める部分に限る)及び同法第七章の二中同条の次に二条を加える改正規定並びに附則第百九条及び第一百三十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十一年法律第二十七号)第九条第三項の改

附 則（平成三一年三月一九日法律第三百四十九号抄）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八条（地方税法第二十七条第二項の改正規定（「第五十条第六項」を削る部分を除く。）及び同法第二百九十九条第二項の改正規定を除く。）、第九条から第十六条まで、第十七条（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二十三条第一号ニの改正規定に限る。）、第十八条、第十九条及び第二十一条（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第五十三号及び第五十五号の改正規定に限る。）の規定は、令和六年一月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月一九日法律第四百四十九号抄）

第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条の規定 公布の日

の十二の二第二項第七号の改正規定、同法第四十二条の一の二第一項から第三項までの改正規定（「第二十九条の二第五項」を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に改める部分に限る。）、同法第四項の改正規定（「第二十九条の二第五項」を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に改める部分及び「第二十九条の二第八項から第十二項まで」を「第二十九条の二第九項から第十三項まで」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の三第四項第二号の改正規定（「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改める部分を除く。）、同項第五号及び第六号の改正規定（「第二十九条の二第八項」を「第二十九条の二第九項」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二項の改正規定（「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四十二条の十二

正規定（「所得税法」を「若しくは第七十四条の十三の三、所得税法」に改める部分に限る）及び同法別表第一の三十八の項の次に次のように加える改正規定に限る。」の規定

から十五まで 略

略

第六十一条中租税特別措置法の目次の改正規定（「退職所得」を「退職所得等」に改める部分に限る）、同法第十条の五の二第二項の改正規定（「第二十六条第二項」を「第三十二条第二項」に改める部分に限る。）、同法第十条の五の三第一項の改正規定（平成三十一年三月三十一日）を「平成十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第十条の五の四第二項第二号ロの改正規定、同法第十一条の三の次に一条を加える改正規定、同法第二章第三節の節名の改正規定、同法第二十九条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十七条

**第  
二  
条** この法律は、平成三十二年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条ただし書、第八条から第十条までの規定、附則第十三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の九十四の項及び別表第二の百十六の項の改正規定（別表第一の九十四の項に係る部分に限る。）並びに附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

**(政令への委任)**  
**第一百六十六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

**第一百五十五条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十五条** この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**(その他の経過措置の政令への委任)**  
**第十六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

二から四まで 略  
第五条中高齢者の医療の確保に関する法律  
第一百四十五条第三項の改正規定、第七条の規定及び第十二条中介護保険法第一百六十六条第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第十二条及び第十五条の規定 令和三年四月一日  
(同上)の適用を開始する(略)

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第三条** 中高齢者の医療の確保に関する法律第一百六十条の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに第八条中国民健康保険法第八十八条第一項及び第二項並びに第百十条の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法百十三条の二第一項の改正規定並びに附則第三条の二第一項の改正規定が規定する事項、第六条及び第一項の規定が規定する事項、

(施行期日) 号抄 附 則 (令和元年五月二二日法律第九九)

**第十七条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

「施」であるのは「実施又は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）による同法附則第二条の認定」とする。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

六 第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律目次の改正規定、同法第三条第四項の改正規定、同法第十七条第三項の改正規定（第一号に掲

三二略 第五条の規定  
給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）の施行の日

見出しの改正規定（「電子計算機処理等の受託者等」）を「利用者証明検証者等」に改める部分に限る。）及び同条の改正規定（同条に二項を加える部分を除く。）、第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条から附則第六条までにおいて「番号利用法」という。）別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第三条、第七条から第十二条まで、第六十八条及び第八十条の規定

正規定（同号に掲げる部分を除く。）、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十七条第三項の改正規定（同項第三号に係る部分及び同項第十一号に係る部分（「第五十七条」を「第五十七条第一項」に改める部分に限る。）を除く。）、同法第十八条の改正規定、同法第三十七条第三項の改正規定（同項第一号に係る部分及び同項第五号に係る部分（「第五十七条」を「第五十七条第一項」に改める部分に限る。）を除く。）、同法第五十六条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十七条の

第一條 この法律は公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中住民基本台帳法別表第一の改正規定（同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次のように加える部分に限る。）、同法別表第二の改正規定（第十号に掲げる部分を除く。）、同法別表第三の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、同法別表第四の改正規定（同号に

(施行期日) 号) 附 則 (令和元年五月三一 日法律第一六抄

十  
第二条中住民基本台帳法目次の改正規定（第一号に掲げる部分を除く。）、同法第八条、第九条、第十三条及び第十五条第二項の改正規定、同法第十七条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第十八条及び第十九条の改正規定、同法第二十条の次に三条を加える改正規定、同法第二十二条の改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）、同法第二十六条から第三十条までの改正規定、同法第三十条の六に一項を加える改正規定、同法第三十条の七に一項を加える改正規定、同法第三十条の八から第三十条の十まで、第三十条の十二、第三十条の十五、第三十条の十七第七項、第三十条の二十五第二項、第三十条の三十六、第三十条の三十七第三項及び第三十条の四十第二項の改正規定、同法第三十条の四十一から第三十条の四十四までを削る改正規定、同法第四章の二を同法第四章の四とし、同法第四章の二の次に一章を加える改正規定、同法第四十二条、第四十七条及び第五十二条の改正規定、同法別表第一の改正規定（第三十条の三十」の下に「第三十条の四十四、第三十条の四十四の十一、第三十条の

四十四の十二」を加える部分に限る。)、同法別表第二の改正規定(第三十条の十一)の下に、「第三十条の四十四の三」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第三の改正規定(第三十条の四十四の十一)の下に、「第三十条の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第四の改正規定(第三十条の十二)の下に、「第三十条の四十四の五」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第五の改正規定(第三十条の十五)の下に、「第三十条の四十四の六」を加える部分に限る。)並びに同法別表第六の改正規定、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定、同法第九条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第十条、第十二条、第十三条、第十六条の二、第十六条の六、第十六条の七及び第十六条の十一の改正規定、同法第二十二条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第二十九条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同条正規規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同条第三項の改正規定並びに同法第七十一条の二の改正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(次項において「第六号施行日」という。)の番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第六条 附則第一条** 第六号に掲げる規定の施行の施行における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置

別表第二の改正規定(第三十条の十一)の下に、「第三十条の四十四の三」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第三の改正規定(第三十条の四十四の十一)の下に、「第三十条の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第四の改正規定(第三十条の十二)の下に、「第三十条の四十四の五」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第五の改正規定(第三十条の十五)の下に、「第三十条の四十四の六」を加える部分に限る。)並びに同法別表第六の改正規定、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定、同法第九条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第十条、第十二条、第十三条、第十六条の二、第十六条の六、第十六条の七及び第十六条の十一の改正規定、同法第二十二条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第二十九条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同条正規規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同条第三項の改正規定並びに同法第七十一条の二の改正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(次項において「第六号施行日」という。)

**第九条 第二条** この附則に定めるものほか、この法律の施行に関必要な経過措置(罰則に関する経過措置)

別表第二の改正規定(第三十条の十一)の下に、「第三十条の四十四の三」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第三の改正規定(第三十条の四十四の十一)の下に、「第三十条の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第四の改正規定(第三十条の十二)の下に、「第三十条の四十四の五」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第五の改正規定(第三十条の十五)の下に、「第三十条の四十四の六」を加える部分に限る。)並びに同法別表第六の改正規定、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定、同法第九条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第十条、第十二条、第十三条、第十六条の二、第十六条の六、第十六条の七及び第十六条の十一の改正規定、同法第二十二条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第二十九条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同条正規規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同条第三項の改正規定並びに同法第七十一条の二の改正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(次項において「第六号施行日」という。)

**第二条** この附則に規定する個人番号利用事務等実施者が番号利用法第十四条第一項の規定により通知カード所持者(第六号施行日以後当該通知カード所持者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。)である本人(番号利用法第二条第六項に規定する本人をいう。以下この項において同じ。)から番号利用法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けるときにおける当該通知カード所持者が本人であることを確認するための措置については、第四条の規定による改正後の番号利用法(次項において「新番号利用法」という。)第十条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

**第三条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附則 第一条** (令和元年五月三一日法律第一七号)抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附則 第二条** (令和二年三月三一日法律第八号)抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附則 第三条** (令和二年三月三一日法律第八号)抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附則 第四条** (令和二年三月三一日法律第八号)抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附則 第五条** (令和二年三月三一日法律第八号)抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附則 第六条** (令和二年三月三一日法律第八号)抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附則 第七条** (令和二年三月三一日法律第八号)抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附則 第八条** (令和二年三月三一日法律第八号)抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

に改める部分、同法第三十一項中「非課税口座廃止届出書を」を削り、「提出した」を「非課税口座廃止届出書の提出をした」に改める部分及び同条第三十三項中「平成三十一年」を「令和五年」に、「二十歳」を「十八歳」に改める部分を除く。」、同法第三十七条の十四の二第十八項の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定及び同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに附則第六十八条第一項から第三項まで、第一百六十八条及び第一百六十九条の規定（罰則に関する経過措置）

**（政令の委任）**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十三条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定（罰則に関する経過措置）

**（政令への委任）**

**（施行期日）**

**第一百七十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

**附 則（令和二年三月三日法律第一四二号抄）**

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十三条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定（罰則に関する経過措置）

**（政令への委任）**

**（施行期日）**

**第一百七十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

**附 則（令和二年三月三日法律第一四二号抄）**

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十三条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定（罰則に関する経過措置）

**（政令への委任）**

**（施行期日）**

**第一百七十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年六月五日法律第四〇号）抄  
（施行期日）

(政令への委任)  
**第九十七条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**第一条** この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第百条の三の改正規定、同法第百条の十第一項の改正規定（同項第十号の改正規定を除く。）及び同法附則第二十三条の二第二項の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十三条第三項、第三十六条第五項、第六十条第六項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七条の規定

**附 則**（令和二年六月一二日法律第四四二号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第九条から第十二条までの規定 公布の日  
二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十四条を削り、同法第八十三条を同法第八十一条とし、同法第八十二条の次に「一条を加える改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第八十七条の改正規定、第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する改正規定、同法第五十七条の改正規定並びに第三条中医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第四十六条の改正規定、同法第四十六条の次に「一条を加える改正規定、同法第四十八条の改正規定及び同法第四十九条の改正規定並びに附則第八条の規定にあつては、当該規定」の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）  
（検討）  
**第九条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

一 第三条 中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第一百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）の改正規定、第六条の規定及び第八条の規定並びに附則第六条の規定附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日

附 則（令和三年三月三一日法律第一二号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)

第二百三十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇二号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六〇号）抄  
(処分等に関する経過措置)

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、こ



施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条、第二十六条第一項、第二十七条及び第二十九条並びに次条から附則第四条まで、第九条及び第十条の規定 公布の日

附 則（令和三年六月一日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）、第一百四十六条の改正規定、附則第二十二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する規定（昭和四十四年法律第四十六号）第三十三条の二の三第一項の改正規定（第七百三十三条の四第一項第一号）を「第七百三十三条の四第一項第一号」に改める部分に限る）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年三月三一日法律第四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から三まで 略

四 次に掲げる規定 令和五年四月一日

イ及びロ 略

ハ 第十三条中税理士法第二条の改正規定（同条第一項第二号に係る部分を除く。）

司法第四条の改正規定、司法第五条の改正規定

附 則（令和四年一二月一六日法律第一〇四号）抄	
第一条	この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第七条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第一条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（「精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定	公布の日（政令への委任）
（施行期日）抄	（施行期日）抄
第一条	この法律は、令和五年四月一日から施行する。（罰則に関する経過措置）
第七十八条	この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例によることとする。
附 則（令和五年三月三一日法律第三号）抄	附 則（令和五年六月九日法律第四八号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十条の規定	公布の日
二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満	

たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）、同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十八条の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

### 三 略

第二条の規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）並びに第四条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第二項の改正規定、同法第三条の第二項の改正規定、同法第七条の改正規定、同法第十二条第一号の改正規定、同法第十六条の二第二項の改正規定、同法第十六条の六の改正規定、同法第二十二条第二項の改正規定、同法第二十二条の二第二項の改正規定及び同法第三十五条の二第二項の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日）

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に申請され、又は発行されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（次条第二項及び第三項において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次条において同じ。）の本人の写真の表示については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和六年四月二四日法律第二一  
号）抄  
（施行期日）



五の二 国土交通 大臣	六都道 府県知事	七厚生 労働大臣	八都道 府県知事	九市町 村長	十都道 府県知事、 市長(特 別区の市 長を含む 。)又は社 会福祉 (昭和二十 年法)
船員法(昭和二十二年法律第百四十八号)による衛生管理者適任証書又は救命艇手適任証書の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	災害救助法(昭和二十二年法律第百四十一号)による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	職業安定法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾患要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾患要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施設における保護の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

第六法 第四十 第五律	社に規 定する福 祉事務所 を管理す る町村長 (以下「都 道府県 事等」と いう。)	十一 生 勞 働 大 臣 厚	十一 生 勞 働 大 臣 厚	十一 的 二 厚 生 勞 働 大 臣 都								
臣 十五 生 勞 働 大 厚	十四 の 二 都 道 府 縣 知 事 事 又 は 市 町 村 長	十四 道 府 縣 知 都	十四 道 府 縣 知 都	十三 生 勞 働 大 厚	十三 生 勞 働 大 厚	十二 道 府 縣 知 都	十二 道 府 縣 知 都	十一 的 二 厚 生 勞 働 大 臣 都	十一 的 二 厚 生 勞 働 大 臣 都	十一 的 二 厚 生 勞 働 大 臣 都	十一 的 二 厚 生 勞 働 大 臣 都	十一 的 二 厚 生 勞 働 大 臣 都

				会」と総称する。)
		二十六年の 国土の 交通大臣	二十六の 国土の 交通大臣	船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和二十六年法律第百四十九号) による海技士の免許、締約国資格 証明書を受有する者の承認又は小型船舶操縦士の免許に関する事務 であつて主務省令で定めるもの
二十七 公営住 宅	施機関	二十六の 国土の 交通大臣	二十六の 国土の 交通大臣	道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)による自動車の変更登録又は自動車整備士の技能検定の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十七 公営住 宅	第二条第一号に規定する公営住宅(同法)	二十六の 国土の 交通大臣	二十六の 国土の 交通大臣	国家公務員災害補償法(防衛省の職員の給与等に関する法律において準用する場合を含む。)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの



都道府県	知事等	六十七 都道府県	六十八 厚生労働大臣	六十九 厚生労働大臣	七十 町村長	市	七十一 厚生労働大臣	七十二 厚生労働大臣又は 府県知事
の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)。以下「昭和六年法律第三十四号」という。附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第一百号)による特別弔慰金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	母子保健法(昭和四十年法律第一百四十号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健診、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はども家庭センターの事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第一百五十五号)による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	製菓衛生師法(昭和四十一年法律第一百五十五号)による製菓衛生師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一 年法律第三十二号)による職業	の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)。以下「昭和六年法律第三十四号」という。附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

大臣	厚生労働	八十六 期高齢者 連合「 い。」	厚生労働 広域と 連合「 う。」	八十五 市町村長 又は高齢 者の医療に 関する法 律(昭和 五十七年 法律第 四十八 号)第八 条に規定 する後期 高齢者医 療連合會 の規則 による後 期高齢者 の医療給 付の支 給、保険 料の徴 収又は同 法第百二 十五条第 一項の高 齢者保健 事業若し くは同条 第五項の 事業の実 施に関する 事務であつ て主務省 令で定め るもの	八十四 厚生労働 大臣	八十三 厚生労働 大臣	八十二 二市町 村長
大臣	厚生労働	八十六 期高齢者 連合「 い。」	厚生労働 広域と 連合「 う。」	昭和六十 年法律第三 十四号附則 第八十七条 第二項の規 定により厚 生年金保 險の実施 者たる政 府が支給 するもの とされた 年金であ る保 險給付又 は一時金 の支給に 関する事 務であつ て主務省 令で定め るもの	高齢者 の医療の 確保に 関する法 律による 後期高 齢者医 療給付の 支給、保 険料の徴 収又は同 法第百二 十五条第 一項の高 齢者保 健事業若 しくは同 条第五項 の事業の 実施に 関する事 務であつ て主務省 令で定 めるもの	作業環境 測定法(昭 和五十 年法律 第二十八 号)によ る作業環 境測定 士の登 録に 關する事 務であつ て主務省 令で定 めるもの の賃金 の支払 の確保 等に 關する法 律(昭和 五十 一年法律 第三十四 号)によ る未 払賃金 の立替 払に 關する 事務 であつ て主務省 令で定 めるもの	災害弔慰 金の支給 等に 關する法 律(昭和 四十八 年法律 第八十二 号)によ る災害弔 慰金若 しくは災 害障 害見舞 金の支 給又は 災害護 資金の 貸付け に 關する事 務であつ て主 務省 令で定 めるもの 雇用保 險法に よる失 業等給 付若 しくは育 児休業 給付の 支給又 は雇用 安定事 業若 しくは能 力開 発事 業の 実施に 關する事 務であつ て主務省 令で定 めるもの

八十七 厚生労働	大臣	定めるもの
八十八 厚生労働	大臣	省令で定めるもの
八十九 厚生労働	大臣	臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）による臨床工学技士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十 厚生労働	大臣	義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）による義肢装具士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十一 厚生労働	大臣	救急救命士法（平成三年法律第十六号）による救急救命士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十一の 二　出入 国在留管 理庁長官	大臣	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十号）による特別永住者証明書の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十二 厚生労働	大臣	看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）による都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組の支援に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十三 特定優良 賃貸住宅 の供給の 促進に する法律 (平成五年 法律第十二号) 第二項に 規定する 賃貸住宅 の供給の 促進に する法律 (平成五 年法律第 二号) 第十八 条		特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの

の建設 び管理を及 行う都道 府県知事又 は市町村長	大臣厚生労働 大臣厚生労働 長崎市長	九十六 都道府県 知事又は 広島市長 若しくは 長崎市長	九十七 都道府県 大臣厚生労働 九十八 厚生労働	九十四 大臣厚生労働
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による永住帰国情費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百七十七号)による被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給又は居宅生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)。以下「平成八年法律第八十二号」という。附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

百十 農 林漁業團 体職員共 済組合	関する事務であつて主務省令で定 めるもの
厚生年金保険制度及び農林漁業團 体職員共済組合制度の統合を図る ための農林漁業團体職員共済組合 法等を廃止する等の法律による年 金である給付（同法附則第十六条 第三項の規定により厚生年金保険 の実施者たる政府が支給するもの とされた年金である給付を除く。） 若しくは一時金の支給又は特例業 務負担金の徴収に関する事務であ つて主務省令で定めるもの	
百十一 市町村長	健康増進法（平成十四年法律第百 三号）による健康増進事業の実施 に関する事務であつて主務省令で 定めるもの
百十二 独立行政 法人農業 者年金基 金	独立行政法人農業者年金基金法 (平成十四年法律第百二十七号) による農業者年金事業の給付の支 給若しくは保険料その他徴収金の 徴収又は同法附則第六条第一項第 一号の規定により独立行政法人農 業者年金基金が行うものとされた 農業者年金基金法の一部を改正す る法律（平成十三年法律第三十九 号）。以下「平成十三年法律第三十 九号」という。）による改正前の 農業者年金基金法（昭和四十五年 法律第七十八号）若しくは農業者 年金基金法の一部を改正する法律 (平成二年法律第二十一号)。以下 「平成二年法律第二十一号」とい う。）による改正前の農業者年金 基金法による給付の支給に関する 事務であつて主務省令で定めるもの
百十三 独立行政 法人日本 スポーツ 振興セン ター	独立行政法人日本スポーツ振興セ ンター法（平成十四年法律第百六 十二号）による災害共済給付の支 給に関する事務であつて主務省令 で定めるもの
百十四 独立行政 法人医薬 大臣	独立行政法人医薬品医療機器総合 機構法（平成十四年法律第百九 十号）による副作用用救済給付、 感
百十五 独立行政 法人日本 学生支援 機構	（平成十五年法律第九十四号）に よる学資の貸与及び支給に関する 事務であつて主務省令で定める もの
百十六 厚生労働 大臣	特定障害者に対する特別障害給付 金の支給に関する法律（平成十六 年法律第百六十六号）による特別 障害給付金の支給に関する事務で あつて主務省令で定めるもの
百十七 都道府県 知事又は 市町村長	臨床検査技師、衛生検査技師等に 関する法律の一部を改正する法律 (平成十七年法律第三十九号)附 則第三条第三項の規定によりなお その効力を有するものとされた同 法の規定による改正前の臨床検査 技師、衛生検査技師等に関する法 律（昭和三十三年法律第七十六 号）による衛生検査技師名簿への 登録に関する事務であつて主務省 令で定めるもの
百十八 厚生労働 大臣	障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律（平 成十七年法律第百二十三号）によ る自立支援給付の支給又は地域生 活支援事業の実施に関する事務で あつて主務省令で定めるもの
百十九 厚生労働 大臣又は 日本私立 学校振 興・共済 事業団、 国家公務 員共済組 合連合会	厚生年金保険の保険給付及び国民 年金の給付に係る時効の特例等に 関する法律（平成十九年法律第百 十一号）による保険給付又は給付 の支給に関する事務であつて主務 省令で定めるもの
百二十 地方公務 員共済組 合連合会	厚生年金保険の保険給付及び国民 年金の給付に係る時効の特例等に 関する法律（平成十九年法律第百 十一号）による保険給付又は給付 の支給に関する事務であつて主務 省令で定めるもの
百二十一 厚生労 働大臣	厚生年金保険の保険給付及び保険 料の納付の特例等に関する法律 (平成十九年法律第百三十一号) による特例納付保険料の徴収に關 する事務であつて主務省令で定め るもの
百二十二 厚生労 働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民 年金の給付の支払の遅延に係る加 算金の支給に関する法律（平成二 十一年法律第三十七号）による保 険給付遅延特別加算金又は給付遅 延特別加算金の支給に関する事務 であつて主務省令で定めるもの
百二十三 文部科 学大臣、 都道府県 知事又は 高等学校等就 学支援金の支 給に關 するもの	同法附則第二条第一項の規定によ りなおその効力を有するものとさ れた同法による廃止前の国会議員 互助年金法（昭和三十三年法律第 七十号）による年金である給付の 支給に関する事務であつて主務省 令で定めるもの
百二十四 厚生労 働大臣	職業訓練の実施等による特定求職 者の就職の支援に関する法律（平 成二十三年法律第五十六号）によ る職業訓練受講給付金の支給又は 就職支援措置の実施に関する事務 であつて主務省令で定めるもの
百二十五 地方公 務員等共 済組合法 の一部を改 正する法 律（平成二 十三年法律 第五十六号） 以下「平 成二十三 年法律第 五十六号」 といふ こと） 附則第二 十三条第二 一項第三 号に規定 する存 在する事 務であつて 主務省令で 定めるもの	平成二十三年法律第五十六号によ る年金である給付の支給に関する 事務であつて主務省令で定めるもの
百二十六 厚生労 働大臣、 都道府県 知事又は 市町村長	新型インフルエンザ等対策特別措 置法（平成二十四年法律第三十一 号）による予防接種の実施に関する 事務であつて主務省令で定めるもの
百二十七 市町村 長	子ども・子育て支援法（平成二十 四年法律第六十五号）による子ど ものための教育・保育給付若しく は子育てのための施設等利用給付 の支給又は地域子ども・子育て支 援事業の実施に関する事務であつ て主務省令で定めるもの
百二十八 厚生労 働大臣	年金生活者支援給付金の支給に 関する法律（平成二十四年法律第百 二号）による年金生活者支援給付 金の支給に關する法律（平成二十 二年法律第十 八号）による就学支援金の支給に 關する事務であつて主務省令で定 めるもの

